

リフレッシュ給付事業実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、会員の永年の勤続を慰労するとともに、会員の希望する心身のリフレッシュを目的とした取り組みに対して給付を行うため、一般財団法人福島県教職員互助会給付規程第18条第2号又は第3号の厚生給付の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給付区分及び給付額)

第2条 この要項における給付区分及び給付の額は次のとおりとする。

給付区分	給付区分の説明	給付の額
勤続10年	年度末日で勤続10年に達する場合	30,000円
勤続20年	年度末日で勤続20年に達する場合	50,000円
永年勤続	福島県の永年勤続表彰を受ける場合 ※次の場合は、永年勤続表彰を受ける場合と同等とする。 A 勤続30年以上で退職する場合 B 勤続20年以上30年未満で定年又は勸奨で退職する場合	80,000円
	C 勤続20年以上30年未満で定年又は勸奨以外で退職する場合	30,000円

(対象者等)

第3条 給付の対象者は、前条の給付区分に該当する年度の次の各号の時点において、互助会の会員であるものとする。ただし、一般財団法人福島県職員共助会から同種の給付を受けている場合にあつては、当該給付を受けた給付区分については対象者としない。

(1) 勤続10年・勤続20年 第8条の給付を受けるとき

(2) 永年勤続 永年勤続表彰を受けるとき又は退職のとき

2 休職等により給付対象事業の実施が困難である場合、勤続10年・勤続20年の給付については、給付対象事業の実施が可能となった日の属する年度（給付対象事業の実施が可能となった日が、別途通知する第7条のリフレッシュ給付事業実施計画書（兼）請求書の提出期限前10日以降となる場合は、給付対象事業の実施が可能となった日の属する年度の翌年度）の対象者とすることができる。

(勤続期間の計算)

第4条 勤続期間は、次の各号に定める勤続期間の例による。ただし、勤続10年・勤続20年の場合は、勤続年数から除算するとされている期間を除算しない。

なお、教育諸団体に勤務する互助会の会員については、当該会員として勤務した連続する期間を勤続期間とする。

- (1) 公立学校の教職員 福島県教育委員会表彰規程（昭和40年9月7日教育委員会訓令第8号）及び福島県教育委員会表彰実施要項による勤続期間
- (2) 教育庁及び県立学校の事務職員 福島県職員表彰規程（昭和35年11月22日福島県訓令第53号）及び福島県職員表彰規程取扱要綱による勤続期間

(給付対象事業)

第5条 給付の対象事業は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 旅行に関するもの（公務出張を除く。）
- (2) スポーツに関するもの
- (3) 文化・教養に関するもの
- (4) 興味に関するもの
- (5) その他、理事長が適当と認めるもの

(給付対象経費)

第6条 給付の対象経費は前条の事業実施に要する次の経費とする。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊料
- (3) 受講料
- (4) 施設等利用料
- (5) その他事業の実施に必要な物品購入

(事業実施計画書)

第7条 給付を受けようとする者は、別に通知する日までにリフレッシュ給付事業実施計画書（兼）請求書を所属所を経由して提出するものとする。

(給付の給付日)

第8条 給付の給付日は次のとおりとする。

- (1) 勤続10年・勤続20年 7月末日
- (2) 永年勤続
 - ア 第4条第1号の職員（教育諸団体に勤務する互助会の会員を含む。） 11月末日
 - イ 第4条第2号の職員 12月25日
- (3) 永年勤続（退職の場合） 3月末日（死亡・年度中途退職者は別途）

(給付対象事業の実施期限)

第9条 給付を受けた者(会員の死亡により給付を受けた遺族を除く。)は、次の期限までに給付の対象事業を完了するものとする。

- (1) 勤続10年・勤続20年 給付を受けた日の属する年度の末日
- (2) 永年勤続 給付を受けた日の属する年度の翌年度の11月末
- (3) 永年勤続(退職の場合) 退職の日から1年以内

(その他)

第10条 この要項に定めのない事項、この要項に基づき実施する給付に必要な事項は、その都度理事長が定めるものとする。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年11月6日から施行し、令和6年度の永年勤続表彰者の給付から適用する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。